

第3章 公害苦情

1 公害苦情の推移、受理状況

平成28年度の公害苦情件数は59件で、昨年度より4件多い結果となった。公害の種類別苦情受理件数（図3-2）を見ると、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）のうち大気汚染が23件、次に悪臭5件、騒音4件となっており、その他の公害については27件であった。

近年、個人情報保護の流れにより、匿名での苦情件数が増加傾向にある。

図3-1 年度別公害苦情受理件数

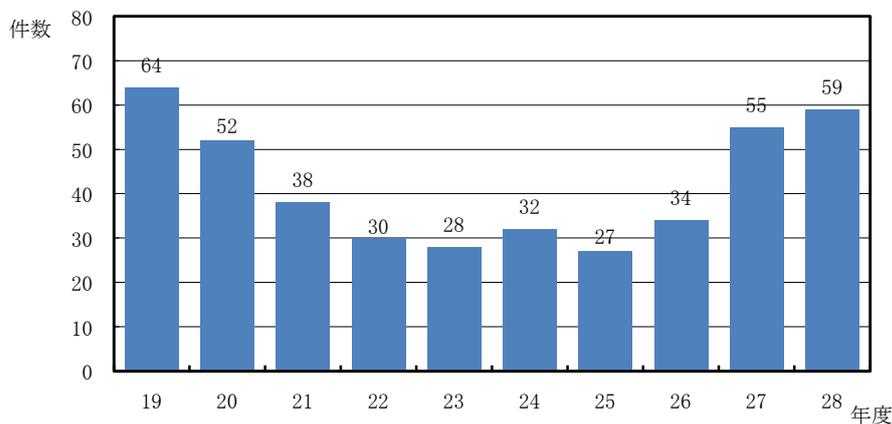
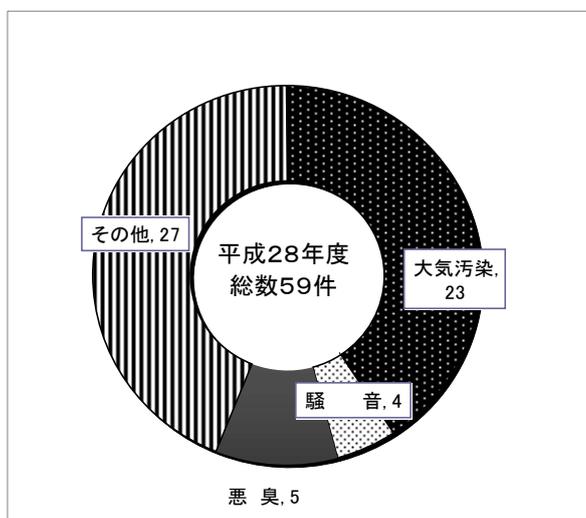


図3-2 種類別苦情受理件数

単位:件



大気汚染の苦情に関しては、野外焼却の煙による苦情がほとんどであり、家庭ごみや廃材等の焼却や、剪定した草木・落葉などの処分に困っての焼却、農業を営む上でやむを得ない焼却などが多く見られた。

焼却に関する苦情は、毎年全苦情の多くを占めているが、工場・事業場のものだけでなく家庭生活に関するものも多いのが現状であり、年間を通して苦情相談を受けている。

このことを受け、市では一般家庭用の簡易焼却炉の無料回収や、早朝パトロールの実施、町会への回覧依頼によるパンフレットなどの配布を通して焼却の禁止を啓発するとともに焼却苦情の減少に努めている。

騒音に関しては、工場・事業場での作業音が大半を占めた。悪臭に関しては、側溝に流れこむさまざまな排水が原因となったものが目立った。

その他の苦情については、近年増加傾向にある空き地や遊休農地等の雑草・雑木の苦情がほとんどであった。

月別の苦情受理件数（表3-1）を見ると、8月が12件、次いで12月が9件となった。8月は空き地等の雑草の繁茂によるもの、12月は野外焼却によるものなど、個人から個人に対しての生活環境関連の苦情の増加が目立つ結果となった。

用途地域別苦情受理件数（図3-3）について見ると、用途地域の指定のない地域が35件、次いで住居地域が20件、都市計画区域外が3件、準工業地域が1件、近隣商業地域・商業地域・工業地域については0件となり、住宅と田畑や雑種地が混在している地域における苦情が多く見られた。

図3-3 用途地域別苦情受理件数

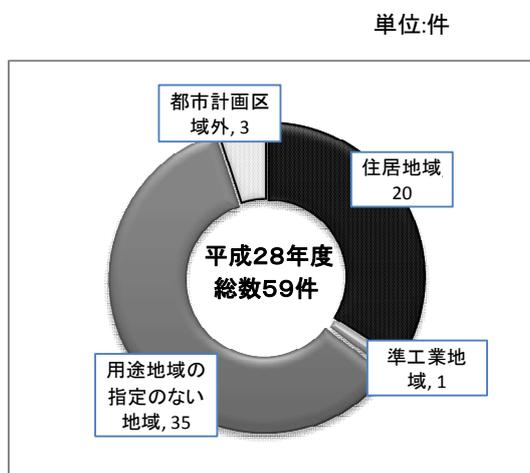


表3-1 平成28年度月別公害苦情受理件数

単位:件

種類	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
大気汚染		2	0	1	3	2	2	1	2	8	0	0	2	23
水質汚濁		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音		0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	4
振動		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭		1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	5
その他		0	1	3	3	8	2	4	3	1	0	0	2	27
計		3	1	5	8	12	5	5	5	9	1	0	5	59

公害苦情は、健康と生活環境の保全に関する相談という側面と、行政に対する不満の表明という側面を併せ持っており、公害行政に関する様々な問題を含んでいる。また、公害苦情は、紛争へと発展する前段階的要素を持っているので、こじれたり、拡がったりしないように、小さな芽のうちから迅速かつ適切に処理していくことが重要となる。

近年は、日常生活に密着した生活環境に係る局所的な近隣問題による苦情が増えており、以前の工場の生産活動に起因するいわゆる産業型公害によるものとは様変わりしてきている。

こうした背景には、環境問題に関する世論が高まる中、より快適な環境の中での生活を望むという住民意識の高揚がある。近隣問題をめぐる苦情は、法的規制に馴染まないものが多く、その解決のため当事者間同士の十分な理解を得るため、事案に則した機動的かつ柔軟な対応を行っていく必要がある。特に騒音規制法や埼玉県生活環境保全条例に特定・指定されていない施設や機器の騒音問題については、より柔軟な対応が必要となってくるものと考えられる。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により放射線の影響が懸念されている。放射線に関しては、定期的な調査を継続し、情報公開を徹底することにより、市民の健康で安心な暮らしを守ることが重要である。

以上のように、本市における公害苦情は、市民生活に密着した多種多様な内容となってきており、今後の環境行政には、関係法令に基づく適切な処理を行うことはもとより、地域社会の望ましい姿について正しい認識を基本に、幅広い見地から対応できる姿勢が求められる。

図3-4 年度別公害苦情内訳

単位：%

